

東三河南部医療圏保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

令和2年は3年目にあたることから、医療計画の中間見直しを行うこととされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期され、令和3年度に中間見直しを行うこととされた。

2 今回の見直しの内容

- (1) 数値を最新のものに時点修正する。
- (2) 新しく追加する項目、削除した項目はなし。

3 今後のスケジュール（案）

- 8月 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議（原案検討）
- 11月 愛知県医療審議会医療体制部会（原案審議）
愛知県医療審議会（原案決定）
- 12月 パブリックコメント
 - 1月 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議（修正案検討）
 - 2月 愛知県医療審議会医療体制部会（最終案審議）
 - 3月 愛知県医療審議会（答申・決定）